

あ

■ 雨庭（あめにわ）

建物の敷地内や道路等に降った雨を集め、一時的に貯留し緩やかに地下へ浸透させるために設ける植栽地のこと。レインガーデンとも呼ばれる。

■ 居久根（いぐね）

屋敷林と同じ意味で、屋敷の周りを囲む樹林。樹種はスギ、ケヤキ、クリ、ハンノキなど様々で、冬の北西風や吹雪を防ぐのに役立っている。かつては、建築材・燃料・食料の調達など、生活に深いかかわりを持ち、屋敷の目隠しの役割も果たしていた。

■ イノベーション

革新。新たなものを創造する変革を起こすことで、経済や社会に付加価値を生み出すことを表す言葉として使われている。

■ SNS

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

■ エリアマネジメント

住民・事業主・地権者などによる、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上するための主体的な取り組み。

■ オープンイノベーション

社内社外の垣根なくアイデアやノウハウ、技術を取り入れ、革新的な製品やサービス、新規事業、ビジネスモデルなど新たな価値を創出するイノベーション手法。

か

■ 協働

複数の主体が、同じ目的のために、対等の立場で共に協力して活動すること。

■ 共同建て替え

複数の主体が、同じ目的のために、対等の立場で共に協力して活動すること。

■ グリーンインフラ

コンクリート等の人口構造物による従来型の都市基盤（グレーインフラ）に対して、良好な景観形成やヒートアイランド現象の緩和、水害リスクの低減など、自然環境が持つ多様な機能に着目し、それを都市基盤として活用するという考え方（取組み）。

■ 交通結節機能（交通結節点）

異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡し、乗り換え・乗り継ぎできる機能とその施設。交通結節点の具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場、歩道などがある。

■ 国家戦略特区

“世界で一番ビジネスをしやすい環境”を作することを目的に国が進める、地域や分野を限定することで、大胆な規制・制度の緩和や税制面の優遇を行う規制改革制度。

■ コミュニティサイクル

地域内での自転車の利用拡大を目的として、複数のサイクルポートを配置し、任意のサイクルポートで自転車を借りたり返したりすることのできる都市交通システム。

■ コンベンション

国内外からの参加者を集めて行われる大きな会議や学会などの催し。

さ

■ 産学官金連携

企業の新製品・新技術の開発や技術的課題を解決するなどのために、大学・高専や公的研究機関の研究者から技術指導を受けたり、研究者と一緒に共同研究などを行う取り組みに、産業支援機関や金融機関が、窓口相談や情報提供、伴走支援など一緒になって取り組むこと。

■ 市街化調整区域

都市計画法により都市の無秩序な市街化を防止して計画的なまちづくりをするために「市街化を抑制すべき区域」として定められる区域。市街化調整区域内では、建築物の新築、改築及び用途の変更を行う際は一部の例外を除いて、市長の許可を受ける必要がある。

■ 市街地再開発事業

既成市街地の整備手法の一つであり、土地利用上及び防災上問題を抱えた市街地において敷地の統合、共同建築物への建て替え、街路・公園などの公共施設とオープンスペースの確保などにより快適で安全な都市環境を再生する事業。

■ 自転車ネットワーク路線

自転車通行空間を効果的、効率的に整備することを目的に選定された、面的な自転車ネットワークを構成する路線。

■ 次世代放射光施設

放射光（光速付近まで加速した電子を磁力で強制的に軌道を曲げた時に発生する強力な電磁波（光）のこと）を用いて、物体の構造をナノレベルで見ることが可能な巨大な顕微鏡施設。材料科学や分析化学、宇宙・地球科学、環境科学、医学・生命科学等の幅広い分野における新製品開発などに利用されている。

■ スタートアップ

経済分野において、短期間で、新たなビジネスモデルの構築や新たな市場開拓を目指す動きの概念として用いられ、本方針では起業や新規事業の立ち上げの意味を表すものとして用いている。

■ スポーツツーリズム

スポーツの参加や観戦を目的とした地域の訪問や、地域の観光資源等とスポーツを掛け合わせた観光を指す。

■ 仙台市地域防災リーダー（SBL）

町内会長などを補佐しながら、平常時には地域特性を考慮した防災計画づくりや効果的な訓練の企画運営、災害時には地域住民の避難誘導や救出・救護活動の指揮などを行う役割を担う者。

■ せんだい都心再構築プロジェクト

働く場所、楽しむ場所として活力を生み出し続ける都心の実現に向け、仙台の都市個性を生かしながら、老朽建築物の建て替えを契機とした高機能なオフィス床の供給、ICT関連企業等の誘致・集積を図り民間投資を呼び込む、都市開発と経済政策に横串を刺して総合的に取り組むプロジェクト。

た

■ 地域交通

公共交通のサービスレベルが低い地域等において、通勤・通学、通院、買い物等の日常生活に必要な目的のために運行する、民間事業者等による既存の公共交通を補完する交通手段。

■ 地下鉄沿線まちづくりに係る都市計画提案制度

地下鉄沿線において民間開発を促進し、機能集約型の都市づくりを推進していくため、都市計画の変更についての提案を募集する制度。土地利用計画の初期の段階でも提案が可能であり、都市計画変更の可能性を見極めてから具体的な建築計画を検討することができる。

■ 透水性舗装

舗装に雨水が浸透し、雨水を浸透させる構造とした舗装。

■ 都市機能

都市の持つ様々な働きやサービス。商業、業務、工業、流通、居住などの機能をはじめ、これを支える交通、ライフライン、各種処理施設などの機能に加え、教育、文化、芸術、交流、娯楽、政治、行政などの都市におけるあらゆる活動主体の多様なニーズに対応する機能の総称。

■ 都市基盤

一般的に、道路や鉄道、上下水道、電力網、通信網、港湾、空港、治水施設などの公共的・公益的な設備や施設、構造物などをいう。

■ 都市計画提案制度

住民などの主体的なまちづくりの推進や地域の活性化のため、都市計画の決定または変更を提案することができる制度。

■ 都市計画道路

都市の骨格を形成し、都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に規定した手続きによって定める道路。

■ 都市再生整備計画

都市再生特別措置法に基づき、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的に策定する計画

■ 都市再生特別措置法

近年における急速な情報化、国際化、少子高齢化等の社会経済情勢の変化に都市が十分対応できたものとなっていないことから、これらの情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上、都市の防災に関する機能を確保することを目的に定められた法律。

■ 土地区画整理事業

健全な市街地として整備するために、土地所有者が土地の一部を提供しあい、道路、公園、下水道などの公共施設を総合的に整備するとともに、敷地の利用を推進するため個々の宅地を整然と道路に面するよう、区画形質の変更を行う事業。

な

■ 農商工連携

農林漁業者と商工業者がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などに取り組むもの。

は

■ パークアンドライド

市街地への自動車の流入を抑制するための対策で、市街地周辺部に駐車し、市街地では公共交通機関を利用するシステムのこと。

■ 東日本大震災

2011（平成23）年3月11日14時46分頃に発生した、三陸沖を震源とする東北地方太平洋沖地震による災害。国内最大規模のマグニチュード9.0、市内最大震度は、宮城野区で震度6強を記録した。仙台港において高さ7.1m（推定）に達する津波が発生するなど、仙台市民の生命、財産に甚大な被害を及ぼした。

ま

■ MaaS

「Mobility as a Service」の略で、目的地までのルートや移動手段、さらには街なかの飲食・物販店、イベント等の検索・予約・決済等に至るまで、スマートフォンのアプリ等で一括して行うことができる仕組みのこと。

■ MICE

企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称。

■ まちづくり支援専門家派遣制度

地域が主体的に行うまちづくり活動を支援し、地域特性や資源を生かした個性あるまちづくりを推進するため、まちづくりを行っている団体にまちづくり専門家を派遣することにより、専門的な助言やまちづくりに関する情報提供などを行っていく制度。まちづくり活動の性格や熟度に応じて、まちづくりアドバイザーまたはまちづくりコンサルタントを派遣するもの。

■ 民間活力

民間企業の持つ事業運営能力や資金力。

■ 無電柱化

電線（電力線・通信線など）及び関連施設を地中に埋設し、道路上から電柱を無くすこと。景観の改善や防災、路上スペースの確保などを目的に行われる。

や

■ 優良建築物等整備事業

市街地における民間の再開発事業を適切に誘導することにより、土地の利用の共同化や高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行うことで、市街地環境の整備改善と良好な市街地住宅の供給等の推進を目的とした事業。

ら

■ リサーチコンプレックス

地域に集積する研究機関、企業、大学などのプレイヤーが共同で、最先端の研究開発、成果の事業化、人材育成を統合的に展開する複合型のイノベーション推進基盤。

■ リノベーション

革新、刷新、修復。既存の施設や機能に新たな要素を加える等により、従来の性能を向上させて新たな付加価値を生み出す手法の意味で用いられる。

■ 緑化重点地区

都市緑地法に基づき定めた重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区。

■ 6次産業化

農業や水産業などの生産（一次）だけでなく、食品加工（二次）、流通・販売など（三次）にも生産者が主体的かつ総合的にかかわることで、第二次・三次産業事業者が得ていた付加価値を生産者が得ようとする取り組み。

市民や事業者が利用できる制度等のご紹介

| | |
|---|---|
| <p>■優良建築物等整備事業</p> <p>市街地環境の向上と良質な市街地住宅の確保を推進するため国や地方公共団体が必要な助成を行う制度で、都市再開発法の規定に基づく市街地再開発事業と異なり、法律の手続きを必要としない任意の事業です。</p> <p>詳しくはホームページへ▶ 都市整備局 都心まちづくり課 ☎022-214-8314</p>  | <p>■市街地再開発事業</p> <p>都市機能が低下している地区や老朽化した木造建築物が密集している地区等において敷地や建築物と公園広場、街路等の公共施設を一体的に整備することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るまちづくりの手法の一つです。</p> <p>詳しくはホームページへ▶ 都市整備局 都心まちづくり課 ☎022-214-8314</p>  |
| <p>■地下鉄沿線まちづくりに係る都市計画提案制度</p> <p>都市計画では、建物の建築などについて規制誘導を行っており「用途地域」、「地区計画」などを定めています。このような都市計画について、土地所有者、開発事業者、まちづくりNPO法人が、地域の特性を踏まえた建物の建築を行うため、都市計画の制限を一部変更するよう、仙台市に提案を行うことができます。</p> <p>詳しくはホームページへ▶ 都市整備局 都市計画課 ☎022-214-8295</p>  | <p>■まちづくり支援専門家派遣制度</p> <p>まちづくりを行っている団体にまちづくり専門家を派遣し、専門的な助言やまちづくりに関する情報提供等を行っていく制度です。まちづくり活動の性格や熟度に応じて、まちづくりアドバイザー又はまちづくりコンサルタントを派遣します。</p> <p>詳しくはホームページへ▶ 都市整備局 都市計画課 ☎022-214-8295</p>  |
| <p>■宅地擁壁の支援制度</p> <p>専門家派遣制度：専門家が老朽化または損壊した擁壁等の危険度を診断し、改修方法や工事費等についての助言を行います。 安全対策に係る助成金制度：老朽化した擁壁の再構築や、二次災害防止のために行う被災擁壁の応急対策に対し、費用の一部を助成します。</p> <p>詳しくはホームページへ▶ 都市整備局 宅地保全課 ☎022-214-8450</p>  | <p>■分譲マンションの支援制度</p> <p>『組合運営の改善』や『マンションの維持向上』に取り組む管理組合への相談員派遣事業、セミナーの実施等による情報提供、適正な管理を行う管理組合を認定する管理計画認定制度の運用・普及などにより、分譲マンションの支援を行います。</p> <p>詳しくはホームページへ▶ 都市整備局 住宅政策課 ☎022-214-8306</p>  |
| <p>■ひとにやさしいまちづくり施設整備資金融資あっせん</p> <p>既存施設の改善又は新築・全面改築時、整備基準に適合させるバリアフリー工事に対して、市が金融機関に融資をあっせんし、その利子を市が全額負担します。</p> <p>詳しくはホームページへ▶ 健康福祉局 社会課 ☎022-214-8541</p>  | |

| | |
|--|---|
| <p>■若年・子育て世帯住み替え支援事業</p> <p>仙台市内に一戸建ての住宅を取得した若年世帯又は子育て世帯に対し、助成金の交付等により、子育てしやすい良好な住宅への住み替えを応援します。</p> <p>詳しくはホームページへ▶ 都市整備局 住宅政策課 ☎022-214-8330</p>  | <p>■頑張る商店街応援事業</p> <p>商店街エリアの魅力と求心力の向上を図るため、商店街が実施する賑わい創出や回遊性の向上、個店の売上向上につながる幅広い取組みに対し助成金を交付します。</p> <p>詳しくはホームページへ▶ 経済局 商業・人材支援課 ☎022-214-1001</p>  |
| <p>■緑化助成制度</p> <p>個人、市民団体、事業者が行う緑化に対して助成を行うものです。 生垣づくり助成事業、緑化木植栽助成事業、花壇づくり助成事業、花いっぱいまちづくり助成事業、グリーンインフラ推進助成事業</p> <p>詳しくはホームページへ▶ 建設局 百年の杜推進課 ☎022-214-8389</p>  | <p>■外国人観光客受入環境整備</p> <p>外国人観光客の満足度向上・リピーター獲得のために、仙台の街歩きを楽しみ、滞在に満足できる環境づくりを進めています。</p> <p>詳しくはホームページへ▶ 文化観光局 誘客戦略推進課 ☎022-214-8019 文化観光局 観光課 ☎022-214-8259</p>  |
| <p>■まちづくり活動助成事業</p> <p>多様な主体による活動を促進するため、各区において自主的・自発的にまちづくり活動に取り組む市民団体の活動に助成金を交付します。</p> <p>詳しくはホームページへ▶ 市民局 市民協働推進課 ☎022-214-8002 (青葉区) ☎022-225-7211 (宮城野区) ☎022-291-2111 (若林区) ☎022-282-1111 (太白区) ☎022-247-1111 (泉区) ☎022-372-3111</p>  | <p>■地域づくりパートナープロジェクト推進助成事業</p> <p>地域課題の分析や、複数の団体が連携・協働して行う課題解決の取り組みに対して、地域づくりの段階に応じて「課題調査検証助成」「協働実践助成」「ソーシャルビジネスの手法による地域づくり促進助成」の3種類の助成により支援を行います。</p> <p>詳しくはホームページへ▶ 市民局 市民協働推進課 ☎022-214-8002</p>  |
| <p>■市民協働事業提案制度</p> <p>市民活動団体や地域団体、企業等から事業の提案を募集し、地域の課題について、団体等の専門性やネットワークを生かし、市との協働で解決に向けて取り組む制度です。</p> <p>詳しくはホームページへ▶ 市民局 市民協働推進課 ☎022-214-1089</p>  | <p>■ユースチャレンジ・コラボプロジェクト！（若者版・市民協働事業提案制度）</p> <p>若者団体から身近なまちづくりに取り組む事業の提案を募集し、市との協働により事業に取り組む制度です。</p> <p>詳しくはホームページへ▶ 市民局 市民協働推進課 ☎022-214-8002</p>  |
| <p>■あおば 学×まちネット</p> <p>発表や活動の場を広げたい学生団体と学生の参加や支援を望む町内会等の地域団体をマッチングするシステムです。</p> <p>詳しくはホームページへ▶ 青葉区役所 まちづくり推進課 ☎022-225-7211</p>  | <p>■いずみ絆プロジェクト支援事業</p> <p>仙台市泉区内並びに隣接する大学及び学生団体等が行う地域課題の解決や地域活性化・特色ある地域づくり活動に対し、経費の助成を行うものです。</p> <p>詳しくはホームページへ▶ 泉区役所 まちづくり推進課 ☎022-372-3111</p>  |

※地下鉄沿線で活用されている各種制度にご興味がある場合は、地下鉄沿線まちづくり課にご相談ください。

SDGs（持続可能な開発目標）への貢献

SDGs（Sustainable Development Goals）は、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2015（平成27）年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。2030（令和12）年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

推進プランでは、17の目標（ゴール）のうち、7つの目標（6、7、8、9、11、13、15）が関連することから、同じ目的意識を持った方々と連携、協力しながら地下鉄沿線のまちづくりに取り組み、SDGsの達成に貢献していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS





地下鉄沿線まちづくりの推進プラン 東西線沿線まちづくりプラン

編集・発行

仙台市都市整備局市街地整備部地下鉄沿線まちづくり課